

令和 3 年 5 月 14 日

第 15 期生涯学習審議会 答申の方向性（案）

〔諮問〕

国が示している家庭教育支援の基本的な方向性を踏まえながら、これを具体的な施策としていくため、地域全体で家庭教育を支援する基本的な考え方や、家庭教育支援と子育て支援との関わりを整理し、併せて、県および市町村に求められる役割や、「家庭教育支援チーム」を始めとする地域が家庭を支える仕組み等について審議する。

1 「家庭教育」を取り巻く課題（社会的な課題）

家庭と地域社会の分離、家族の小規模化、子育て家庭数の減少など、社会の構造変化により、家庭教育が困難な社会になるとともに、子育て家庭への理解や共感をもちにくい社会となっている。

〔課題 A〕

家庭教育が困難な社会

- ・労働時間や通勤時間に多くを割かれ（※1）、子どもとふれ合う時間がとりにくい（※2）
- ・地域のつながり（※3）や血縁が弱まる（※4）傾向の中、身近に子育てのモデルがない
- ・家族が小規模化（※5）し、自分の子どもを持つまで、子どもに接する経験をもったことがない人が増えていると推測される

〔課題 B〕

子育て家庭への理解や共感を
もちにくい社会

- ・家族が小規模化（※5）し、自分の子どもを持つまで、子どもに接する経験をもったことがない人が増えていると推測される
- ・未婚化の進行（※6）や、子どもを持たない世帯の増加（※7）により、子育て経験をもたない人が増えていると推測される。
- ・子どもの人口（※8）や子どもを持つ世帯が減少（※9）することで、子どもや子育て家庭が社会の中で見えにくくなっている

※1 神奈川県は、総労働時間（138.5 時間「神奈川県毎月勤労統計調査地方調査結果報告平成 30 年」）は、近年、減少傾向にあり、他県と比較して特に長い傾向はみられないが、女性の所定外労働時間は、2016 年の統計で全国第 1 位（10 時間）となり、比較的長い傾向にある。また、通勤時間も 2016 年の統計で全国 1 位となっている（労働時間：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 通勤時間：総務省「社会生活基本調査」）

また、週 60 時間以上働く男性の割合は、全国で減少傾向にあるが、子育て世代（30～40 代）は、他世代に比べて高い割合（30 代 15.0%、40 代 15.4%）となっている。（H30 版「少子化対策白書」）

※2 文部科学省「平成 28 年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」平成 20 年と 28 年の調査結果を比較すると、平日、休日ともに、一日に子どもと触れ合う時間が少なくなる傾向。また、労働時間が長くなるにつれ、平日の子供とふれ合う時間が短くなる傾向も

みられる。

※3 神奈川県は、2013年の統計で、持ち家比率が58.6%で全国41位、借家比率は37.9%で全国8位となっており、住民の流動性が比較的高いと推測される（総務省「住宅・土地統計調査」）

※4 NHK「日本人の意識」調査 親戚との付き合い方について、形式的、部分的、全面的なつきあいを選ぶ設問で、1973年には全面的付き合いが51.2%と最多だったが、1983年に部分的付き合いが45.2%で最多となった。また、形式的な付き合いとする割合は、8.4%（1973）→26.2%（2018）と、一貫して増加傾向にある。

※5 神奈川県の1世帯当たり人員は2.26人で全国40位。5年前からは0.07人、10年前からは0.17人減少している（総務省「国勢調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」）

※6 平成30年版「少子化対策白書」50歳で未婚の人の割合は、1990年以降、男性、女性ともに上昇傾向にあり、2015（平成27）年は男性23.4%、女性14.1%となっている。

※7 「出生動向基本調査」結婚持続期間が15～19年夫婦において、出生子ども数が0人の（調査総数に占める）割合が、1977年3.0%から2015年には6.2%に上昇している。なお、完結出生児数（結婚持続期間が15～19年の初婚どうしの夫婦の平均出生子供数）は、1972年以降2.2人前後で推移していたが、2010年には2人を割り込み、2015年は1.94人となっている。

※8 全国、神奈川県いずれにおいても、年少人口（0～14歳）は減少傾向にある。ただし、神奈川県の2010→2015年の増減率96%で全国7位と、減少幅は比較的小さい（国勢調査）

※9 全世帯数に対する児童のいる世帯の割合は、昭和61年では46.2%だったが、平成30年には22.1%となっている（厚生労働省「国民生活基礎調査」）

◎神奈川県に関する統計は「ランキングかながわ（H30.2）」参照

◎参考文献「つながりが創る豊かな家庭教育」家庭教育支援の推進に関する検討委員会 平成24年3月

2 「家庭教育支援」を取り巻く課題（施策としての課題）

「家庭教育」を取り巻く社会的な課題として、「家庭教育が困難な社会」（A）「子育て家庭への理解や共感を持ちにくい社会」（B）の2点を指摘した。

このうち、課題（A）については、文部科学省の現在の施策につながる報告書『つながりが創る豊かな家庭教育』（平成24年3月）においてすでに指摘されているところである。同報告書では、この課題に対する基本的な方向性として①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる③支援のネットワークを広げる の3点を示し、「家庭教育支援チーム」型の支援を始めとした地域の多様な主体や地域住民による取組を期待している。

しかしながら、本県においては、PTAと連携した家庭教育学級や公民館で行う講座等、従来型の家庭教育支援は多くの自治体で行われているものの、家庭や支援のネットワークを広げ、地域で子育て家庭を支える取組は、まだ十分に行われているとは言えない。

この背景には、人々の、子育てへの理解や共感の不足が考えられる。子育て世帯以外も含めた地域社会のすべての人々が、子育てに関心を持ち、理解や共感を共有することが必要である。すなわち、課題（A）に対応するためには、その前提として、まず、課題（B）への

対応が求められる。このことは、家庭教育支援に限らず、何らかの困難や生きにくさを抱える人たちへの支援を考える上で、共通するものと思われる。

社会教育は、他者と学び合い認め合うことで、相互のつながりを形成していくものであることが特徴（中央教育審議会答申『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』）であり、学びを通じて他者への理解や共感を育むことは、まさに社会教育の役割であるといえる。このことから、本答申では、課題（B）への対応に重点を置いて考えたい。

なお、家庭教育は、自立するまでの子どもをもつ家庭において行われるものと考えられることから、家庭教育支援は、乳幼児から18歳までの子どもを持つ家庭がその対象になると考えられる。ただし、地域社会の人々の理解や共感を育み、子育て家庭を支える取組は、まず、顔が見える身近な地域コミュニティで行われることが有効であると考えられる。このことから、身近な地域が生活の基本となる義務教育期までの子どもを持つ世帯を、家庭教育支援の対象の中心と考えたい。

課題1 小学校就学を境に、支援策が手薄になっている。

家庭教育支援関連の事業では、学習機会の提供が多く実施され、その対象は、幼児から中学生までの保護者が中心となっている。一方、保護者同士の交流の場の提供や相談事業の実施は少ない。（※1）

子ども子育て支援関連の事業では、子ども・子育て新制度（2015年～）の「地域子ども・子育て支援事業」で法定事業となった「利用者支援事業」および「地域子育て支援拠点事業」により、就学前の保護者への支援は、制度としてある程度整っている。このため、自治体によって取組状況に差はあるものの、保護者同士の交流の場や居場所の提供、相談事業等が実施されている。しかし、就学後は支援体制を構築する制度がない。（※2）

以上のことから、小学校就学後の保護者を対象とした交流の場の提供や相談の支援が、手薄になっていると考えられる。

○ 主な実施事業の分布イメージ

	就学前	義務教育期～
学習機会の提供（※1）	家庭教育支援事業	
相談（※2）	子育て支援事業	(支援が手薄な部分)
交流の場や居場所の提供（※2）		

※1 市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査結果参照（令和元年9～10月実施）

※2 主に、「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」

利用者支援事業：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。対象者は、「小学校就学前子どもの子育て家庭を基本としつつ、地域の実情に応じて柔軟に運

用する」(利用者支援事業ガイドライン)とされている。

地域子育て支援拠点事業:乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。対象者は、「主として概ね3歳未満の児童及び保護者」(地域子育て支援拠点事業実施要綱)とされている。

課題2 行政主導で新たに「家庭教育支援チーム」を組織することはハードルが高い

審議会のこれまでの議論で、地域にはすでに様々な役割が担われ、負担感が大きくなっているとの指摘がある。また、「市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査」では、チームの組織化を検討しているのは2自治体にとどまるとともに、チーム組織化の課題について、担当部署の問題(総合的な視点で施策をみるのはどこの部署か)、子育て支援部署等他部署との住み分けの問題、既存の類似施策との整理、担い手不足やチームの継続困難への懸念など様々な課題が指摘され、いずれの自治体でも、新たにチームを組織することへのハードルの高さを感じていることが分かった。

3 「家庭教育支援」の目的、支援対象範囲、取組の方向性

(1) 目的

保護者が安心して子育てできるよう、保護者が必要な情報を入手しやすくするとともに、子育て機能を保護者だけに担わせず、保護者が肩の荷を下ろせる環境を整えるとともに、子育て世帯以外の世帯が、子どもや子育て世帯と接する機会を設けるなど、子育てへの理解や共感を涵養する。

⇒「子育て世帯にやさしい社会」をめざす

(2) 範囲

事例取材や市町村への調査等を通じ、「子育て支援」と「家庭教育支援」の基本的な考え方には共通する部分があり、これらを明確に区分することは困難であることが分かった。

しかしながら、具体的な施策としての「子育て支援」では、もっぱら就学前の子ども及びその保護者が支援の対象とされており、「課題1」として指摘した状況があると考えられる。そこで、「家庭教育支援」の対象範囲は、もっぱら義務教育期の子どもを持つ保護者とし、子育て支援と家庭教育支援の施策を接続することによって切れ目ない支援を構築する。

(3) 方向性

これまでの「学習機会の提供」の取組に加えて、学齢期の保護者を対象とした交流の場や居場所(ひろば)の提供、相談対応等を行う。また、そこに子育て世帯以外の人々も関わるができる工夫も望まれる。その際、拠点や支援の担い手は、地域の実情に応じて、基礎自治体において検討する(答申では事例を示す)。なお、担い手は、チームなどを新たに立ち上げることも考えられるが、「課題2」を踏まえ、子育てサークル等、既存の資源を活用することも検討する。

(4) 県の役割

子育て支援における「利用者支援事業」では、支援員は、都道府県または市町村が実施

する「子育て支援員研修」を受講することが求められている。義務教育期の保護者を対象にした場合も、一定の知識・スキルが必要になると考えられることから、県は、担い手をな
る人材育成のための研修機会を提供する。

また、子育て当事者やその周辺の地域住民に向けた情報提供に努める。合わせて、市町
村の関係職員等に向けて、先進事例の紹介などの情報提供も、研修の機会などを通じて引
き続き行う。

◆構成（案）

【本編】

はじめに

第1章 「家庭教育」を取り巻く状況と課題（社会的な課題）

第2章 「家庭教育支援」を取り巻く状況と課題（施策としての課題）

<コラム>

第3章 家庭教育支援の目的と取組の方向性（提言）

事例

【資料編】

市町村の取組状況調査結果一覧

諮問文

委員名簿

会議開催状況